

4号① 認定要件及び提出書類説明書

<主な認定要件（創業者でない者）①>

1. 登記上の住所地または事業実態のある事業所の所在地が船橋市内であること。
2. 令和8年8月13日から大雨に伴う災害に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。

提出書類

☐	1 認定申請書 ① 実印を押印してください。また必ず捨印も押印してください。
☐	2 認定申請書に係る積算根拠資料（市指定様式）①
☐	3 疎明資料（試算表、売上台帳、法人事業概況 等） 上記2 積算根拠資料（市指定様式）の内容が確認できる資料
	疎明資料は積算根拠資料に記入した売上高を客観的に確認するために必要であるため、税理士等が作成した信憑性が担保できるものをご提出ください。月別売上高のみ記載したもの等、客観性に欠ける場合は認定できませんのでご注意ください。 資料の余白（複数ある場合は先頭のページのみで可）に「原本と相違ありません」と記載のうえ、法人名（個人名）・代表者の記入、実印の押印をお願いします。
☐	[法人の方] 4 直近の決算書の写し
☐	[法人の方] 5 商業登記簿の写し（「履歴事項全部証明書」）
☐	[個人の方] 6 直近の確定申告書の写し
☐	7 許認可証等の写し 許認可等業種の場合

- ◆ 上記書類を船橋市役所4階商工振興課窓口にご提出ください。郵送による申請又は受取りを希望する場合は郵送時確認票に必要事項を記入の上、上記書類と一緒にご提出ください。
- ◆ 提出書類の内容についてお聞きすることがありますので、提出者と申請者が異なる場合は、詳細を返答できる方が来庁してください。名刺・社員証の写し等を提出していただく場合があります。
- ◆ 上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類の提出をお願いする場合があります。
- ◆ 保証協会の申込期限は発行日から30日以内です。

＜主な認定要件（創業者）②・③＞

【創業者等で災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合・・・②】

【創業者等で災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合・・・③】

1. 登記上の住所地または事業実態のある事業所の所在地が船橋市内であること。
2. 事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などの事業者であって、令和8年8月13日からの大雨に伴う災害の発生する前に売上高等を有している場合、原則として最近1か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等が発生する直前の3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。…②
3. 事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などの事業者であって、令和8年8月13日からの大雨に伴う災害の発生する前に売上高等を有していない場合、原則として最近1か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等が発生した以後3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。…③

提出書類

☐	1 認定申請書 ②・③のいずれかを選択 実印を押印してください。また必ず捨印も押印してください。
☐	2 積認定申請書に係る算根拠資料（市指定様式）②・③のいずれかを選択
☐	3 疎明資料（試算表、売上台帳 等） 上記2 積算根拠資料（市指定様式）の内容が確認できる資料
	疎明資料は積算根拠資料に記入した売上高を客観的に確認するために必要です。例えば、月別売上高のみ記載したもの等、客観性に欠ける場合は認定できませんのでご注意ください。 資料の余白（複数ある場合は先頭のページのみで可）に「原本と相違ありません」と記載のうえ、法人名（個人名）・代表者の記入、実印の押印をお願いします。
☐	[法人の方] 4 直近の決算書 ※申告期限未到来で作成していない場合は不要です。
☐	[法人の方] 5 商業登記簿の写し（「履歴事項全部証明書」）
☐	[法人の方] 6 法人設立等申告書もしくは法人設立届出書の写し
☐	[個人の方] 7 直近の確定申告書の写し
☐	[個人の方] 8 個人事業の開業届の写し
☐	9 許認可証等の写し 許認可等業種の場合

- ◆ 上記書類を船橋市役所 4 階商工振興課窓口にご提出ください。郵送による申請又は受取りを希望する場合は郵送時確認票に必要事項を記入の上、上記書類と一緒にご提出ください。
- ◆ 提出書類の内容についてお聞きすることがありますので、提出者と申請者が異なる場合は、詳細を返答できる方が来庁してください。名刺・社員証の写し等を提出していただく場合があります。
- ◆ 上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類の提出をお願いする場合があります。
- ◆ 保証協会の申込期限は発行日から 30 日以内です。

セーフティネット4号認定 郵送時確認票

※以下を全て記入し、認定申請書類一式と一緒にご提出ください。

提出先：船橋市湊町2-10-25 船橋市商工振興課 経営労政係

(1) 申請者情報をご記入ください。

住所	
氏名 (名称及び代表者の職氏名)	印
担当者名	
担当者連絡先	

(2) 認定書の受取り方法を選択し、以下に☑をご記入ください。

☐ 窓口で受取る→認定書発行時にご連絡いたしますので、受取りにお越しください。

☐ 郵送による受取りを希望する→以下に必要事項をご記入ください。※金融機関も可

住所 ※アパート・マンション名まで ご記入ください。	〒 ー
氏名	
担当者名	
担当者連絡先	

(注) 提出書類に不備があった場合、正しい書類がすべて市に届き、審査が完了した段階で認定書の発行・郵送となりますので、窓口受け取りに比べてお時間を頂きます。